

## 安全管理措置の比較

	個人情報	匿名加工情報等		マイナンバー関連	PIA関連	
	個人情報	匿名加工情報の加工方法等情報	匿名加工情報	行政機関非識別加工情報等	特定個人情報等	評価書と安全管理措置の対応
法令	個情法20条	個情法36条2項、規則20条	個情法36条6項、39条	行個法 44 条の15第1項、規則14条	番号法12条、個情法20条	番号法28条、以下全項目評価書の該当箇所の列記
対象	個人データ	匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報	努力義務、匿名加工情報	行政機関非識別加工情報、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法	個人番号、個人データ	特定個人情報等が対象だが、個人情報やパーソナルデータも対象にできる
該当情報であることの明示	△ (法令・ガイドラインでは明記されていないが望ましい)	△ (法令・ガイドラインでは明記されていないが望ましい)	○ (ガイドライン18頁)	△ (法令・ガイドラインでは明記されていないが望ましい)	△ (法令・ガイドラインでは明記されていないが望ましい)	—
事務・情報・人の明確化	△ (法令・ガイドラインでは明記されていないが望ましい)	△ (法令・ガイドラインでは明記されていないが望ましい)	—	—	○ (ガイドライン49頁)	○ 事務：Ⅰ1・別添1、Ⅱ3⑧ 情報：Ⅰ3、Ⅱ1・2、 人：Ⅱ2⑥③⑦
基本方針の策定	△ プライバシー・ポリシー等を整備すると望ましい。	△ (法令・ガイドラインでは明記されていないが望ましい)	個人情報と同様の取扱いを求めるものではないが、例えば、法第 20 条から第 22 条までに定める個人データの安全管理、従業者の監督及び委託先の監督並びに法第 35 条に定める個人情報の取扱いに関する苦情の処理で求められる措置の例(※)を参考にすることも考えられる。	△ (法令・ガイドラインでは明記されていないが望ましい)	△ プライバシー・ポリシー等を整備すると望ましい。	△ (明確な該当箇所はないが、備考欄等に追記すると望ましい)
規律の整備	○ 取扱規程の作成、取扱方法の周知等	○ 規則20条2号		△ (法令・ガイドラインでは明記されていないが望ましい)	○ 取扱規程の作成、取扱方法の周知等	○ Ⅲ7リスク1③④
組織的安全管理措置						
組織体制の整備	○ 責任者・担当者等を決定等	○ 取り扱う者の権限・責任を明確に定める(規則20条1号)		○ 取り扱う者の権限・責任を明確に定める(規則14条1号)	○ 責任者・担当者等を決定等	○ Ⅲ7リスク1②
個人データの取扱いに係る規律に従った運用	○ ログ等	○ 規程類に従って適切に取り扱う(規則20条2号)		○ 規程類に従って適切に取り扱う(規則14条2号)	○ ログ等	○ Ⅲ3リスク2特定個人情報の使用の記録、Ⅲ4特定個人情報ファイルの取扱いの記録、Ⅲ5リスク1特定個人情報の提供・移
取扱状況を確認する手段の整備	○ 台帳等	○ (ガイドライン17頁)		○ (ガイドライン18頁)	○ 台帳等	○ 計画管理書
漏えい等の事案に対応する体制の整備	○ 連絡体制の決定等	△ (法令・ガイドラインでは明記されていないが望ましい)		△ (法令・ガイドラインでは明記されていないが望ましい)	○ 連絡体制の決定等	○ Ⅲ7リスク1⑧
取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し	○ 点検、監査等	○ 取扱いの状況の評価、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずる(規則20条2号)		○ 取扱いの状況の評価、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずる(規則14条2号)	○ 点検、監査等	○ Ⅳ1
人的安全管理措置						
従業者の教育	○ 研修、守秘義務	○ (ガイドライン17頁)		○ (ガイドライン18頁)	○ 研修、守秘義務	○ Ⅳ2

		個人情報	匿名加工情報等		マイナンバー関連	PIA関連	
		個人情報	匿名加工情報の加工方法等 情報	匿名加工情報	行政機関非識別加工情報等	特定個人情報等	評価書と安全管理措置の対応
	従業員の監督	○ (個情法21条)	△ (規則20条2号)		△ (規則14条2号)	○	○ ⅢⅣ全般
物理的安全管理措置							
	区域の管理	○ 間仕切り、入退室管理等	△ 無権限者による取 扱いを防止するために必要か つ適切な措置を講ずる(規則 20条3号)		△ 無権限者による取 扱いを防止するために必要か つ適切な措置を講ずる(規則 14条3号)	○ 間仕切り、入退室管理等	△ Ⅲ7リスク1⑤
	機器及び電子媒体等 の盗難等の防止	○ 施錠、セキュリティワイヤー 等	△ 無権限者による取 扱いを防止するために必要か つ適切な措置を講ずる(規則 20条3号)		△ 無権限者による取 扱いを防止するために必要か つ適切な措置を講ずる(規則 14条3号)	○ 施錠、セキュリティワイヤー等	
	電子媒体等を持ち運 ぶ場合の漏えい等の 防止	○ パスワード、封緘等	△ 無権限者による取 扱いを防止するために必要か つ適切な措置を講ずる(規則 20条3号)		△ 無権限者による取 扱いを防止するために必要か つ適切な措置を講ずる(規則 14条3号)	○ パスワード、封緘等	
	削除、廃棄	○ 復元不可能な方法で	△ 無権限者による取 扱いを防止するために必要か つ適切な措置を講ずる(規則 20条3号)		△ 無権限者による取 扱いを防止するために必要か つ適切な措置を講ずる(規則 14条3号)	○ 復元不可能な方法で	
技術的安全管理措置							
	アクセス制御	○ 権限管理等	△ 無権限者による取 扱いを防止するために必要か つ適切な措置を講ずる(規則 20条3号)		△ 無権限者による取 扱いを防止するために必要か つ適切な措置を講ずる(規則 14条3号)	○ 権限管理等	△ Ⅲ7リスク1⑥
	アクセス者の識別と認 証	○ ID/PWD、カード等	△ 無権限者による取 扱いを防止するために必要か つ適切な措置を講ずる(規則 20条3号)		△ 無権限者による取 扱いを防止するために必要か つ適切な措置を講ずる(規則 14条3号)	○ ID/PWD、カード等	
	外部からの不正アクセ ス等の防止	○ FW、セキュリティ対策ソフト 等	△ 無権限者による取 扱いを防止するために必要か つ適切な措置を講ずる(規則 20条3号)		△ 無権限者による取 扱いを防止するために必要か つ適切な措置を講ずる(規則 14条3号)	○ FW、セキュリティ対策ソフト等	
	情報システムの使用 に伴う漏えい等の防止	○ パスワード等	△ 無権限者による取 扱いを防止するために必要か つ適切な措置を講ずる(規則 20条3号)		△ 無権限者による取 扱いを防止するために必要か つ適切な措置を講ずる(規則 14条3号)	○ パスワード等	

	個人情報	匿名加工情報等		マイナンバー関連	PIA関連	
	個人情報	匿名加工情報の加工方法等 情報	匿名加工情報	行政機関非識別加工情報等	特定個人情報等	評価書と安全管理措置の対応
ガイドライン	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編)  <a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines01.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines01.pdf</a>	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)  <a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines04.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines04.pdf</a>		行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関非識別加工情報編)  <a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines05.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines05.pdf</a>	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)  <a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/my_number_guideline_iigyos">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/my_number_guideline_iigyos</a>	特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針  <a href="https://www.ppc.go.jp/enforcement/assessment/">https://www.ppc.go.jp/enforcement/assessment/</a>
個人情報該当性	○	△ (加工方法等は個人情報でない場合も)	×	△ (加工方法等は個人情報でない場合も)	△ (死者の個人番号は個人情報でない場合も多い)	—